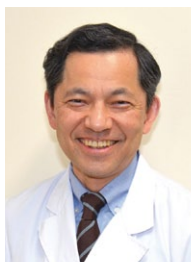


ごあいさつ



このたび病院長を拝命いたしました野村幸博と申します。この場を借りまして就任のごあいさつを申し上げます。私は平成9年当院外科に着任し、平成25年より副院長・外科主任部長を務めてまいりました。

当院は今年開設65周年を迎えますが、この間、地域の中核病院としての責務を果たすために組織の拡充を行うとともに、医療環境の変化には柔軟かつ適切に対処してきました。平成28年には地方独立行政法人に移行し、様々な課題に即応して良質な医療を提供できる体制を整えております。

これからも「患者さん中心の医療」をぶれることなく堅持する一方で、より良い医療のためには変革をいとわずに業務に取り組んでいく所存です。今後ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

地方独立行政法人 総合病院国保旭中央病院
病院長 野村幸博

基本理念

すべては患者さんのために

私たちは地域の皆さまの健康を守るために、常に研鑽に努め、医学的にも経済的にも社会的にも適正な模範的医療を提供します。

基本方針

信頼され選ばれる病院へ

- 患者さんの権利と尊厳を尊重し、満足と信頼が得られる病院をめざします
- 常に安全に配慮した医療環境の維持向上に努めます

地域とともに歩む

- 地域の皆さまの健康を守り、地域医療の向上に努めます
- すべての救急医療をいつでも提供できるよう努めます
- 保健・医療・介護・福祉の連携の核となる病院になります

未来へ向かって

- 時代の要請に応じた最高水準の先進的な医療を提供する病院をめざします
- 地方独立行政法人として、自主性・公共性・透明性の高い病院運営を行います
- 職員の教育・研修の充実を図り、働きやすく、やりがいの持てる環境づくりを推進します

2001年1月(制定) 2017年4月(改訂)

お知らせ

- 初診外来受付時間……[7:45～11:00]
自動受付機は、6:30からご利用いただけます。
- 面会時間………[11:00～20:00]
- 自動精算機稼働時間…[7:00～20:00]
- 駐車場巡回バス…[8:30～14:00]

4月より 小児科医の救急外来常駐時間を段階的に短縮します

平成30年4月より小児科医の異動に伴い、小児科医が救急外来に常駐する時間帯を段階的に短縮させていただきます。小児科医が救急外来に常駐していない時間帯では、全科当直医または小児科研修中の初期研修医が小児患者さんの初期診療にあたり、患者さんの病状によって担当医の判断で小児科医が院内から呼び出される(オンコール)体制になっています。

平成30年4月～		平成30年6月～			
	小児科常駐あり	小児科常駐なし		小児科常駐あり	小児科常駐なし
平日	17時～24時	24時～17時	平日	17時～21時	21時～17時
休祭日	8時30分～21時	21時～	休祭日	8時30分～21時	21時～

緊急性の高い患者さんを優先的に診療するため受付順と診察順が異なる場合もあります。待ち時間の短縮には最大限努力をしておりますが、様々な事情で長くなることがあることを御了承下さい。

かかりつけ医・かかりつけ歯科医を持ちましょう!

当院は、地域医療支援病院として「二人主治医制」を推進します

当院では、地域医療連携の取組みとして二人主治医制を推進しています。これは総合的な診療と専門的な診療をそれぞれ別の主治医が担うことで、二人の主治医が連携しながら患者さんの状態に最も適した医療を提供する、つまり患者さんを二人の医師が支える体制を言います。

初診で当院を受診する時は、原則としてかかりつけ医などからの紹介状をご用意ください。その場合「初診時選定療養費5,400円(税込)」の負担は必要ございません。また、病状が安定した患者さんは、かかりつけ医へ紹介させていただきます。かかりつけ医の紹介により再度当院を受診することもできます。

がん患者サロン／乳がん患者サロン開催のお知らせ

当院では月に一度、がん患者サロンを開催しております。どちらも事前のお申し込みは不要で、入退室は自由です。当日、お茶代としてお一人様300円を集めます。お気軽にご参加下さい。

がん患者サロン 日 時 4月16日(月) 14:00～16:00
【お問い合わせ先】医療連携福祉相談室 場 所 2号館1階 医療連携福祉相談室
☎(代)0479-63-8111(内線2151)

乳がん患者サロン 日 時 4月19日(木) 14:00～16:00
【お問い合わせ先】乳腺センター 場 所 2号館2階 乳腺センター会議室
☎(代)0479-63-8111(内線2260)

患者さんの権利と責任について

すべての患者さんには病気の種類や人種、国籍、宗教、社会的地位等に関係なく、誰もが尊厳ある一人の人間として尊重され、適正な医療と看護を受ける権利があります。また患者さんご自身が医療スタッフと力を合わせて医療に参加し協力していただく責任もあります。

公平に医療を受ける権利

- 誰もが公平に適正な医療を受ける権利があります。
- 誰もが医療機関を選択する権利を有し、他の医療機関を希望する場合、診断・治療に必要な情報の提供が受けられます。

知る権利

- 誰もが病気の経過と見通しについて説明を受ける権利があります。
- 誰もがご自身の診療録の開示を求める権利があります。

自ら判断する権利

- 誰もが十分な説明を受けた後、治療や検査方法を自ら決定する権利があります。
- 誰もが他の専門医の意見(セカンドオピニオン)を聞く機会を持つ権利があります。

プライバシー保護の権利

- 誰もがご自身のプライバシーを保護される権利があります。
- 誰もが医療と看護を受ける過程で得られた個人情報保護される権利があります。

医療に参加・協力する責任

- 誰もが医療スタッフと力を合わせて医療と看護に参加し協力する責任があります。
- 誰もが他の患者さんの診断・治療に支障を与えないようにする責任があります。